

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

香川県人事委員会規則第2号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>(人事異動通知書の交付等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定にかかわらず、職員について別表7の項、9の項、<u>16の項から23の項まで</u>、<u>28の項から30の項まで</u>、<u>55の項</u>（再任用の任期の満了、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「一般職任期付職員条例」という。）第2条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了の場合に限る。）又は<u>58の項から61の項まで</u>のいずれかに該当する人事異動を行う場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。</p> <p>別表 人事異動用語表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">人事異動の種類</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 採 用</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2 条件付採用期間延長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>職員の任用に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第7号。以下「任用規則」という。）第15条の規定により条件付採用期間を延長する場合をいう。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 再 任 用</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4～49 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50 分限免職</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	人事異動の種類	意 味	1 採 用	略	<u>2 条件付採用期間延長</u>	<u>職員の任用に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第7号。以下「任用規則」という。）第15条の規定により条件付採用期間を延長する場合をいう。</u>	3 再 任 用	略	4～49 略		50 分限免職	略	<p>(人事異動通知書の交付等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定にかかわらず、職員について別表6の項、8の項、<u>15の項から22の項まで</u>、<u>27の項から29の項まで</u>、<u>53の項</u>（再任用の任期の満了、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「一般職任期付職員条例」という。）第2条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了の場合に限る。）又は<u>56の項から59の項まで</u>のいずれかに該当する人事異動を行う場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。</p> <p>別表 人事異動用語表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">人事異動の種類</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 採 用</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 再 任 用</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3～48 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">49 免 職</td> <td style="text-align: center;">法第28条第1項の規定により職員の意に反して</td> </tr> </tbody> </table>	人事異動の種類	意 味	1 採 用	略	2 再 任 用	略	3～48 略		49 免 職	法第28条第1項の規定により職員の意に反して
人事異動の種類	意 味																						
1 採 用	略																						
<u>2 条件付採用期間延長</u>	<u>職員の任用に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第7号。以下「任用規則」という。）第15条の規定により条件付採用期間を延長する場合をいう。</u>																						
3 再 任 用	略																						
4～49 略																							
50 分限免職	略																						
人事異動の種類	意 味																						
1 採 用	略																						
2 再 任 用	略																						
3～48 略																							
49 免 職	法第28条第1項の規定により職員の意に反して																						

51 免 職	任用規則第13条第2項の規定により条件付採用期間中の職員の能力が実証されないことにより免職する場合をいう。
52 懲戒免職	略
53～61 略	

	職を免ずる場合をいう。
50 懲戒免職	略
51～59 略	

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。